

○総務省令第五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十四条第二項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

総務大臣 鳩山 邦夫

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記予算に関する説明書様式給与費明細書2(3)の備考4中「~~遊具希望書~~」を削る。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日以降において、平成二十一年度及び平成二十二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある

場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。